

宮崎市児童相談所のあり方検討委員会（第1回）

1 開催日時

令和5年11月22日（水）17:00～19:15

2 開催場所

宮崎市役所本庁舎

3 出席者

(1) 委員

委員長、委員、委員、委員、委員

(2) 事務局（子ども未来部 子ども家庭支援課 児童相談所設置準備室）

永山副市長、富田部長、松木課長、日高室長、中森主幹、鬼束副室長、前田主査

4 事務局からの説明に対する委員からの主な意見

01「本市の現状と課題」～04「今後県から移譲される主な業務」について

【県（中央児童相談所）との関係について】

【委員】

- 宮崎市が児童相談所を設置されることはとても意味のあることだと思う。しかしそれにあたり、県との関係というのはとても大事になる。
県の協力なしに職員の質の向上や確保は厳しい。また、県は7割を占める宮崎市の分がなくなれば、おそらく中央児童相談所の体制を含めて見直しという大きな問題が出てくる。そういったことから、現在、県との事前協議をどのように進めていて、今後どのようにされるのか、また、児童相談所を設置した後、現在の県の児童相談所に宮崎市の児童相談所がどのように関わっていくのか。ある程度の連携がなされないと、県内での統一が図れないため難しいと思う。今後、その辺りのことを含めて協議し、県との協力関係を良好に保ってほしいと思っている。

【事務局回答】

- ご指摘のとおり、県との関係はとても重要である。3月に市長が公表する以前に、県とは複数回協議を行い、人材の確保育成についても連携して進めていくことについて、一定のコンセンサスが得られたため、市として児童相談所設置の発表をした。県としても市が設置することについて、非常に好意的に受け止めていただけており、現在、県とのプロジェクト会議を実施している。実務レベルでは、具体的

な内容まで踏み込んで、細かい点についても協議をし、アドバイスをもらっている。

今後、移譲される業務についても話を進めていく。ケースの引継ぎ等を考えると、県の力添えが必要である。

開設後に関して、県の児童相談所と宮崎市の児童相談所の4つの児童相談所が県内にできる。

今後、3児童相談所や様々な機関と連携していく必要はあると考えている。

【委員長】

- ・ 福岡県は福岡市と北九州市の二つの政令市がある。福岡市と北九州市は独自に児童相談所を設置しており、頻繁に協議をしていた。

神奈川県も政令指定都市がたくさんある。川崎市や横浜市、相模原市などは、県において定例的に、職種別等に分かれて協議を行っている。その中で、様々な決め事について県内統一をしている。

宮崎市が独自で児童相談所を設置した場合、協議会等を設置し、定期的に協議をし、県内ですり合わせをしていく方が良いと思う。

【委員】

- ・ 里親に関する事務が移譲される際、どのような形で里親をサポートしていくのか、NPO法人等に対して里親の開拓を委託することもあると思う。そうした場合、里親関係のNPO法人で宮崎市に拠点を置く団体は多いと思うが、今後連携を図るうえで、県との関係をどのような形にしていくかという点については、非常に注意すべきだと考えてる。

なぜなら、ある程度市民と連携の上で、子どもの支援が行われていく必要があると思うが、その時に特定の団体に県と市の両方が負荷をかける形はよくない。

そうは言っても、しっかりした団体の数が少ないため、そういう団体に対して県と市がそれぞれどのような支援をしていくのかが、非常に難しい課題になる。十分協議する必要がある。

【里親、フォスタリング機関について】

【委員長】

- ・ (福岡市が里親等委託率を上げた取り組みについて) 市民啓発型里親普及活動を実施した。NPO法人に委託し、NPO法人と行政が一緒になって、里親制度について協議した。また、市民と一緒に、ボトムアップで進めてきた。

二つ目は10年程前から児童相談所内に里親専任の里親普及係を設置している。家に帰せない、家庭から分離が必要と判断したら、まず里親を当てる。里親がない場合や、里

親での対応が難しい子どもは施設で対応するという発想を持っている。このような順番で対応しているので、里親等委託率が伸びているんだと思う。

福岡市の入所は入所者数が減っており、危機感を持っているが、それに代わって、手厚い加算をしたり、別の事業に高度化・多極化し、他の分野において施設が持つノウハウを活用している。

もう一つ、ショートステイ里親といって原則1~2週間という短い間だけ預かる里親を募集している。複数回ショートステイ里親を経験した後に、本格的に里親委託を受けたり、養育里親としてのトレーニングとしてショートステイ里親を引き受けたりすることで、児童相談所としても、個々の里親の力を把握することができる。

福岡県の児童福祉委員会の委員をしており、年間10回程度の児童福祉審議会を実施しているが、そこで、毎回5~10人の里親希望者の認定をしている。

最近多いのは、「いところが里親しています」「ママ友が里親をしています」という形で里親が里親を紹介してくれる状況が見受けられる。社会の理解が進むということは、こういうことなんだと感じている。だからこそ、日本はなかなか里親が進まないと言われていたが、「進むんだ」ということを自信を持って言える。ただし10年程度かかるし、本当に根気の長い取り組みが必要だ。

【委員】

- ・ 市民啓発型というのはとても大事。今はやはり地域福祉ということが叫ばれており、地域の中で子どもたちを育てていく視点を市民一人一人がそういった認識を持つ、例えば自分がここに困った子がいれば、この子を少しでも預かってやれるような感じであったり、お母さんが大変な状況の時には、気軽に預かるなどです。そういった里親のあり方そのものをもう少し広げていけたらいいですね。宮崎は養子縁組前提の里親の数の方が多いはずなんです。だからこそ養育里親を増やしていくこと、しかも市民啓発型がとても大事だと思う。

【委員】

- ・ 里親として子どもに対してどう接していくのが悩む時に、児童相談所というところが、どれだけ支援してくれるかが非常に重要である。すべてに目を配らないといけないという部分は、もちろんあると思うが、きちんと支援できるという前提があってはじめて、里親をして良かったという形が広がっていく気がする。

【委員長】

- ・ 児童相談所が相談に乗ると言っても、里親はうまくいっていないことを児童相談所に言うと、子どもを引き上げられてしまうのではないか、ということをおそれて愚痴は言えない。そういう意味で、児童相談所以外で里親支援を行うフォスタリング機関はとても大事。

【委員長】

- ・ 福岡県は県として6つ児童相談所がある。各児童相談所に一つずつフォスタリング機関がある。個々の児童相談所がフォスタリング機関と良好の関係を築いており、一緒に動いたり、役割分担をしたりしている。宮崎県でも都城市や延岡市にフォスタリング機関があれば、それも里親を増やす方法のひとつではないか。

【委員】

- ・ 特に里親について、なかなか増えない現状の中で、市民活動との協働が非常に重要になってくる。その中で市民活動に委ねるだけ、放り投げるだけでは絶対ダメになる。そこでしっかりと市や県が目標を持って支援していくような活動が必要になってくると感じている。

【児童相談所の役割について】

【委員】

- ・ 虐待は社会的な注目を集めており、実際、データの数字を見ても大きいため、中心になるのは理解できるが、それ以外にも、様々な相談があるのが児童相談所だと認識している。例えば9ページの受付件数だけでは、課題が見えてこない。

例えば、ゲーム依存やそこから発生する引きこもりなど、私がこの仕事を始めた頃は児童相談所というと、不登校の相談を受けるところというイメージもあった。児童相談所が、虐待に偏ってしまうと、相談機関としてどうなのかと思う。

力を入れるっていう面では確かに重要で、必要なことだと思うが、そういう意味ではバランスが悪いという印象を持った。

【事務局回答】

- ・ 今回、あり方検討会の初回ということで、中央児童相談所から宮崎市に業務が移譲されることに伴い、児童虐待対応件数などのデータを示しておりますので、バランスの悪い印象を持たれてしまうかもしれない。

今後、委員の皆様にご意見をもらいたい部分になるが、本市が目指す児童相談所は、29枚目のスライドの基本方針からになる。基礎自治体が児童相談所を設置する以上、県と同じものではないと考えている。宮崎市は保健所機能や母子保健機能、保育園、幼稚園、小学校、中学校などを持っていることが最大の特徴。虐待予防に力を入れていくべきだと考えている。

そのため、市町村の機能である「こども家庭センター」を土台にして、かつその上に高度な専門性を持った児童相談所があるイメージ。土台がこども家庭センター機能になるという点が、基礎自治体が設置する意義だと考えている。この部分についてもご意見をもらいたいと考えている。

【児童相談所に対する関係機関からの声について】

【委員】

・ 相談に来所する子どもや保護者だけじゃなく、児童養護施設や学校など、日頃児童相談所に関わる機関からの意見は聴取しているか。私は以前、児童養護施設に関わっていた時期があり、様々なケースを担当していたが、行政はスピード感が遅い。今ここでケースにアクションを起こさないと、結局長引いて施設にずっといるケースをいくつも抱えていた。施設の管理職が今どうにかしてもらいたいと言っても動かない。時間だけが経過し、子どもは長々と施設にいることになってしまった。

もちろん、すぐ動けばすぐ解決するというわけではないが、児童相談所と直接関わる養護施設の職員や学校の教諭等に利用しやすい児童相談所について聴取することも大事ではないか。

【事務局回答】

・ 現在、児童養護施設、乳児院、自立援助ホームなど、様々な施設と話をさせてもらっており、現状を踏まえた意見をもらっている。各施設では、先生方が様々な工夫をして、子どもの意見を取り入れようとしている状況についても聴取した。児童相談所との関係性も踏まえて、しっかりと考えていきたい。

【児童虐待の未然防止と対応について】

【委員】

・ 起きていることに対応するのも大事だが、起こさないというのが大前提だと思う。

【委員】

・ 虐待対応で大事なのは起こってしまった虐待に対応するには、大変な労力が必要になるので、行政として、できる限り虐待を起こさない取り組みを行う必要があると思う。

しかし県児童相談所は、そこが苦手だと思う。未然防止という点については、市町村が市民と身近なところで関係を持っており、社会資源を持っていることも考えれば、こども家庭センターと連携することによって、宮崎市の児童相談所は虐待の未然防止を意識した活動ができるのではないかと期待している。

そのためには、機能的な連携と併せて、設置場所の問題についても今後検討されることになると思う。児童相談所、こども家庭センターをどこに設置するのか、市民の方々が敷居の高い行政機関という捉え方ではなく、子どもに関することはなんでも相談できる場所だと認識してもらえるような行政機関になってほしいと思う。

【委員】

- ・ 虐待が起こってからの対応は、本当にどれだけやっても先が見えない。
子どもも深い傷を負ったまま、大人になり、また我が子を虐待する、その虐待の連鎖は短期間で施設に措置したからといって終わるものではない。やがて子どもは家庭に帰ることを考えると、やっぱり長いスパンで子どもと子育てをしている家庭を支援できるシステムが必要。予防的な支援も必要。
身近なところで、子育てに悩む保護者に対して、身近な場所で支援をする人材（機関）を育てていくことが必要だと感じる。虐待の未然防止の観点から、実際に虐待が起こってしまった後の家族機能の修復から子どもが自立するまでトータルでケアできるのは基礎自治体の強み。児童相談所は、それが途中で切れてしまう。年齢延長できても22歳までになる。
そのような子どもたちの現状を色々調べてみたが、本当に困難を抱えていて、大人になってからも様々な支援を必要とする人になっている現状がある。未然防止という部分は、本当に大事だが、児童相談所の新しいイメージを作るという宮崎市ならではの児童相談所のあり方であったり、気軽に相談できる場所を目指すというが、現状の児童相談所は、とても気軽に相談できる場所ではない。児童相談所がしている一時保護というのは、行政処分行為になるため、対立的になることもある。しかしそれはどこかがやらなければならないことであり、そういう意味で言うと、児童相談所と身近なところで子育て支援をすることも家庭センターとの連携がとても大事になると思う。ぜひその部分を充実させていくことが、宮崎市が児童相談所を設置することの意味になると思っている。

【委員】

- ・ 様々な相談窓口という観点では、様々な場所にあることに意味があると思うが、予算を確保したうえで、事業を進めて行かないといけない。宮崎市は財政的に余裕があるわけではなく、また人的にも余裕があるわけではない状況の中、より効率的に動かしていかないといけないと思う。そういう意味でも市役所内の他部署だけでなく、他の団体等との連携が必要になる。

05「本市の基本方針」について

【委員】

- ・ 基本方針として、地域全体となると、その地域がどこと結びついてるか考えると学校になります。令和2年からコミュニティ・スクールが市内全域の学校で取り組まれるようになり、活用できる資源が増えた。

【委員】

- ・ 31枚目のスライド、宮崎市が考えている児童相談所を設置するメリットの4点目について、「一時保護所の弾力的な運用」とは、育児に困難を抱える家庭に対して、短期的に子どもを預かる育児支援のことだと思うが、これは児童相談所の機能ではないと思う。

一時保護自体が行政処分行為になる。一時保護所を利用して、育児に困難を抱える家庭の子どもを預かるということ考えるのは現状では少し無理があると感じる。しかし、もし育児支援的な一時保護を実施している自治体があれば、そこで宮崎市も学んでいただきたい。

今回、明石市のこども家庭センターが毎年発行している便り等を全部読んだが、明石の児童相談所は、名前が「こどもセンター」となっており、近隣に市保健所や研修センターがあり、子育てに関わる機関が同じエリアにあり、そこで働く人たちが様々な形で子どもひとりの支援のため連携できるようになっている。

場所の問題もあるが、先ほど児童相談所の弁護士や医師の話をしてしたが、明石市の便りの中で、常勤弁護士の話が取り上げられており、その中で、「私たち弁護士が児童相談所に所属しているのは、児童相談所の法的な手続きのためだけではない」と記載されていた。先ほど委員長も話していたが、児童相談所に弁護士がいることは、職員にとっても心強い。

しかし虐待が起こる背景を考えた際、家庭の貧困など家族の抱える様々な問題がある。そうしたときに、こどもセンターの弁護士は、破産や借金問題を抱える保護者等のことも含めて相談対応し、その後、より専門的な弁護士に繋ぐなどの役割を担っているとのこと。そのような複合的な家族の課題に対して、支援するためにも、専門職の配置はとても重要だと考えている。

【委員長】

- ・ 一時保護所は短期的には預かる場所ではないという話だが、確かにショートステイという事業もある。

行き詰まって分離しかなくなってから一時保護するのでは遅い。だからこそ家族が破綻する前に子どもを預かって回復させる、親子関係を調整するために一時保護するなど、子どもにとっては、期間が決まっていた方が安心するのではないか。

ギリギリまで、家庭で頑張らせて、いよいよ駄目になり分離しかなくなった時点で一時保護すると、家庭に帰れなくなってしまう。予防的な一時保護の使い方ができるのではないか。

【委員】

- ・ ショートステイという事業があるが、一時保護所の場合、かなり子どもの権利の制限をしなければならない。国がガイドラインを示しており、年齢的なものもあると思うが、虐待が起こる前の短期的な預かり事業自体が必要でないということではなく、一時保護所で

はなく、別の場所でも良いのではないか。例えば、大分県では、児童家庭支援センターが中津市にあり、そこで一時預かりのような事業を実施している。そのような活用ができる機能を持った機関を新たに設置するののかという点も検討が必要になると思われる。

児童相談所という名前自体が世間一般からすると、マイナスイメージが強い。現状、宮崎ではそのような機能ができるだけのハード面も人的確保もできていないと思う。そのため、この機能を一時保護所に持たせることは体制面、ハード面を含めて難しいのではないかと考えている。

【委員】

- ・ 一時保護所の状況にもよる。私も現役で児童相談所にいるときは、児童相談所が分離の判断をしていなくても、関わっているケースの保護者から2~3日預かって欲しいというSOSがあれば、一時保護していたと思う。

まだ余裕のあった頃は、それにより虐待の未然防止を図られていたと思う。一時保護所の弾力的な運用については、一時保護所のスペースや職員体制に余裕があれば、有りだと思ひ、それを期待したいと思っている。

【委員】

- ・ 一時保護をどういう形で実施するかということだが、できるかできないか分からなくても一旦考えてみれば良いのではないか。

運用に関して、一時保護所にするか、一時保護にするかという、技術的な課題はあると思うが、可能かどうか、あるいは児童相談所以外の場所で実施したほうが良いのかなど、突き詰めていけばよいのではないか。この委員会で出た意見をすべて一言一句その通りにやらなければいけないということではない。

もう一点、これまでどうだったかということに、こだわる必要はない、別のものを作れば良いと思う。今まであった児童相談所と同じものを作っても仕方がない。全然別個のイメージで作っていく方が柔軟で弾力的に考えていけるのではないか。

【委員】

- ・ 30ページのところです、三つの基本方針、子どもの安全安心。これはもちろん一番大事なところ。弁護士の立場から言えば、子どもの意見表明権の(3)は非常に重要だと感じる。(2)については、私、弁護士でありながら、非常に重要だと思っている。先ほどから出ている未然防止の観点から、子どもを分離するのが目的ではない、再統合が目的になる。これまでの経験から、虐待した親に会った際、子どもに愛情を持ってない親に会ったことがない。いびつな形でも愛情を持っている親が多かった。今後家庭を支援していくことが一番難しいと思われる。ここは非常に難しいが、ここが重要だと思っている。

その中で一時保護所の弾力的な運用について、私も理念自体は非常に重要だと思っているが、今の一時保護所で実施することについて、最初疑問を感じた。

しかし、一時保護所の今の現状を変えるべきだという意識もある。もう少し自由な、ということが非常に難しいと思う。自由を制限しなければいけない子どもがいたら、自由にしても大丈夫な子どももいる中、一時保護所の中でどのようなルールを決めるかが重要。非常に難しいと思うが、一時保護所をどう変えていくかということが必要だと思う。

06「想定される虐待相談対応件数及び一時保護所の定員等」について

【委員長】

- 中央児童相談所の職員は多分、かなり多忙で残業も多い状況で、手が回らないといいますが、施設から言われてもすぐにこう動けないぐらいに多忙だったりする。

なので、虐待件数だけではなくて、様々な相談があって本当は気になるが、それでお終りにするとか、面接回数も月に1回ぐらいで、状況確認しかできず、具体的な支援を、例えば毎週面接するとか家庭訪問するとかってということが多分できていないんですよね。ですので、現状の宮崎県を前提にしない方がいいと思う。

本当はもっとしなければいけないが、やれていない。なおかつ、長時間働いているため、職員はやりたいたって思ってもやれない。この数を前提にしてももっと増える、丁寧に子育て支援をやるって言ったら、当然に2倍3倍の時間がかかる。人数が必要なので、それを前提にこれから考えていけばよいと思う。

【委員】

- 今の県の児童相談所をもとにすると、県の児童相談所は本当に限界の状態、実際問題、私が県の児童相談所に相談したらどうですか？と言っても、児童相談所に相談したんですけど駄目だった、という人がいっぱいいる。なので、そういう状況をもとに算定するのではなく、少し余裕を持った算定が必要だと思う。

【委員】

- 本当に悩ましいことだと思う。理想として虐待の未然防止ということで、家庭に寄り添う児童相談所という機能をつけるのであれば、比較する数字が全然違ってくると思う。市にそれだけの余裕を持った人員配置もしくは敷地の確保ができるのか、宮崎市の本気度が試されると思う。

数字だけ比較すれば、そんな過大な人員配置やスペースが必要なのかと言われる。

しかし、この数字（虐待対応件数）は、今ずっと右肩上がり、相談件数も伸びている。令和10年度の設置を目標とすると、令和7年度ぐらいの数字が目標になる。現時点での数字ともまた違う。単なる数字の比較で規模を算出するのではなく、宮崎市がどういう児童相談所を必要としていて、どのように提供しようとしているのか、きちんと打ち出す必要がある。

【委員】

- ・ 人材確保及び育成の点で、スライド 45 ページ、医師や弁護士の確保を非常に早めに動くことが大事。一時保護所について、県の児童相談所の現状を見ると、本当に大変な状況。混合処遇になる。

私が現職でいた時も、下は 3 歳から上は 18 歳まで、30 名定員になっていますが、居室は 7~8 部屋。その中で様々な課題のある子どもたちを、一度に預かることになる。

私も所長時代（7~8 年前）に、九州内の一時保護所について調査した。全国的に見ても一時保護所において、夜間正職員がいない児童相談所は宮崎県とあと 1 箇所程度だった。夜の時間に正職員がいない児童相談所というのは、宮崎県とあと 1 箇所ぐらい。

子どもが非常に不安定になる要素のひとつとして、夜間や職員の数が少ない日曜日がある。子どもが不安定になって、子ども同士で様々なトラブルを起こし、夜間呼び出されることが頻回にあった。対応する職員にとっても、必ず複数体制で職員が配置されること、正職員の配置や夜勤体制が無理な場合は、少なくとも子どもが就寝する時間帯（22 時頃）までは、複数体制で子どもを見守る体制を整えて欲しいと思う。

それは子どもたち一人一人の権利を守るためになる。対応する職員はストレスフルの状態になる。夜間、無断外出等が起こると、関係機関に連絡をしたり、他の子どもへの対応等もあり、一人では対応ができない。非常勤職員が 2 名いても指揮命令できる職員がいない状況の中で、問題が起こった時は非常に大変。子どもの命にも関わる問題になるため、できるだけハード面の充実と合わせて一時保護所ソフト面の充実について必ず検討してもらいたい。

【委員長】

- ・ あり方検討委員会で理想の児童相談所について意見を出しましょう。

宿直ではなく夜勤が必要。そして、夜勤も 2 人体制、児童養護施設において特殊なニーズがある子どもに対しては、4 人に対して常時 2 人の職員が必要になる。一時保護所も同様。そして夜間は夜勤体制でなければいけない、というような形でぜひ理想を掲げて、事務局はここに向かって、理想を求めて欲しい。

【委員】

- ・ 職員体制を検討する上で、一時保護所の機能という点に行き着かざるを得ない。一時保護所を広くすれば人員が必要になる。ただその点については、こども家庭センターを令和 6 年 4 月に設置予定ということなので、その機能との連携をどのように分担していくかが非常に重要。

こども家庭センターと児童相談所について、別の組織になる場合や一緒の組織になる場合があると思うが、その繋がりが非常に重要だという文献を読んだ記憶がある。そのため、場所的なところも含めて、繋がりが重要だということもあり、どういう機能をこども家庭センターに求めて、どういった機能を一時保護に求めるのか。だからと言って、緩や

かな部分はこども家庭センターで、一時保護所は厳しく、ではなく今のうちから、それぞれの関係性を見極めておいた方が良い気がする。

【委員】

- ・ スペースの話について、今回、提出するのが間に合わなかったが、子どもの最善の利益を実現するために、というテーマで一時保護所のあり方検討部会を兵庫県で実施した。定員を増やして増員しなければいけない状態で建て増しして、一時保護所内の導線が複雑になっていくという課題もある。スペース面もあらかじめ余裕を持って作る必要があると感じている。

【委員】

- ・ 児童相談所の夜間の職員体制はやはり大きい。県の児童相談所は非常勤職員を夜間に配置してるため、専門的な対応ができるわけではない。一時保護所の子どもは様々なトラウマを抱えている。夜間様々な問題行動を起こすことが容易に想像がつく。その様々な行動に対して対応できる人がいない夜間は、最悪の場合を想定すると、非常勤職員しかいない夜間、職員が子どもに対して不適切な行為をしてしまいかねないという危惧もある。そういったことは絶対一時保護所であってはいけないこと。

宮崎市が児童相談所を設置するのであれば、専門性を持った職員、仮に正職員の配置が難しく、夜間勤務の職員を別に採用せざるを得ないのであれば、一時保護所の職員と同じようなトレーニングを受けていることが前提になる。質を担保されたうえで、職員を配置しなければいけないと思っている。

【委員長】

- ・ 46 ページ辺りの話、先ほど、児童相談所とこども家庭センターの話があったが、その二つが同じ場所にあるのが明石市と江戸川区。

そこは、受理したケースを一緒に受理会議し、そこでアセスメントしたうえで、どちらが担当するのかを決めていく。一緒に判断している。どちらの機能を使った方が良いのか、支援から入った方がいいのか、支援が難しい場合介入から入るのか、緊急時は児童相談所が介入するのか、など一緒にいることのメリットがある。

世田谷区は保健センターが5か所あり、保健センターがある意味市町村のような感じで、児童相談所部分が別にある。県と市町村みたいなイメージだが、同じ自治体なので、内部ですみ分けができていて、児童福祉司の担当ケースは20ケース程度。

だからこそ、ほとんど支援で対応できるので、保健センターできっちりとサポートしていて、サポートが難しいケースや対立的なケースだけ児童相談所が対応する。だからこそ選りすぐりの20ケースを持つることになる。

人材のところでは、児童相談所の例えば児童福祉司24人、こども家庭センターは20人程度必要になると思う。

つまり、こども家庭センターと児童相談所部分で、どのように色分けするか、業務分担するかだと思う。宮崎市が設置するうえで、子育て支援で届かない部分を児童相談所機能で持つのであれば、子育て機能を充実しないといけない。そのため子育てプランはこういう体制にする。そのうえで、児童相談所にはこういう人材が必要だという考え方、計画づくりを次回以降に準備していただきたい。

【委員長】

- （想定される虐待相談対応件数の求め方について）虐待ではなく、子育て支援に力を入れ、その中に児童相談所部門が入るという想定で打ち出すのであれば、身近なところで子育て相談ができる体制になる。来年度こども家庭センターを設置するが、令和10年度の児童相談所設置に合わせてリニューアルする、もしくは2段階でこども家庭センターを考えて、まずは現状の延長線上でのこども家庭センターを設置するが、児童相談所の設置に伴い、こども家庭センターがこれぐらいになる、となると、当然単純な7%増ではない。その時点で件数がぐっと上がるような気がするため、とても予想が難しい。

【事務局回答】

予測はどこまでいっても難しいと感じている。

最終的には前々年度の実績に応じて計算した体制を整備しなさい、となっているが、そこはどの自治体でも読めないところなので、それを目途としながら人材育成をしていく必要がある。実際の配置はもちろんその場で考えていかないといけない。

他の自治体の話だとやはり1割程度伸びる。これはいい意味で、基礎自治体がすることによって相談しやすいというところがある。

こども家庭センターは、児童相談所と同じ場所に入らないといけないと考えている。少子化と言われながらも、相談件数は基礎自治体が設置することで、伸びていく、相談しやすさという意味で高めに見ておかなければいけないと考えている。

具体的な数字は難しいが、参考となるものやご助言があれば、今後いただきたい。

宮崎市が目指す方向性については、ケースワークしている職員を含めて必死に考えた言葉になる。この部分は児童相談所の根幹に関わる部分になるため、引き続きご助言をいただきたい。

07「人材確保及び育成」について

【委員】

- 医師の確保と弁護士の確保のことについて、お願いになるが、宮崎県の医師9名は嘱託医なのか。嘱託医で構わないが、弁護士2人は非常勤となっている。市で児童相談所を設

置する場合、医師をどのように確保するのか、弁護士とどのような関係性を構築するのか、事前に考えておかなければいけない重要な問題と思う。

【委員】

- この会議があるということで、弁護士会の子どもの権利委員会において、今後弁護士会としても一緒に支えていかなければいけない、そのためにはお互いに何らかの活動を通じて、信頼関係を築いていかなければいけないという話をした。子どもの権利委員会に対して、今後弁護士会として宮崎市の児童相談所設置を支援していく、という提案をして良いか確認し承諾を得た。今後どのような協力体制になるかは詰めていかなければいけないと思うが、より良い協力体制を組んでいきたいと考えている。

【委員】

- 私の経験で県の児童相談所に勤務していた際、どういった形で、弁護士と接触を図れば良いのか分からず、業務委託という形で始めた。事案1件に対して、教えてくださいという形で単発から始めて、弁護士会から紹介をいただき、一緒に研修も行った。
県の児童相談所の立場からすれば、未知の領域であった弁護士会と一つのことから始めて信頼関係を構築していったと思っている。市においても、できる限り前もって様々な形で繋がっておけば、今後やりやすいのではないかと。

【委員長】

- 医師、弁護士について、常勤、非常勤のどちらが良いのか、常勤のメリットは常にそこにて相談できること、逆にデメリットとして、固定することで他の弁護士との連携が取れないという面がある。弁護士は忙しいので、交代できた方が良いのか。
だから、一つは弁護士会や医師会の方の都合もあるが、まだ準備の期間があるから、宮崎市としても常勤のメリット、デメリットを考えてはどうか。
援助方針会議は、児童相談所の方針を決める会議になるが、そこに医師や弁護士が入った会議を傍聴したことがあるが、すごいと思った。そこが職員研修の場になっている。だから、このケースの場合には法的にこう考える、子どものこういう行動はPTSDと考えた方が良く、というように、診断・助言だけではなくて、それが職員教育の場にもなる。
援助方針会議は週1回しかないなので、医師や弁護士に半日程度参加してもらった方が良い。

5 次回開催日時

令和5年12月27日(水) 17:00~19:00